

議会議案第1号

北朝鮮の核実験実施に対する決議

去る2月12日、我が国及び国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めていたにもかかわらず、核実験が強行されたことは、我が国の安全のみならず、広く国際社会の平和と安定を大きく損なう行為であり、断じて容認できるものではない。

今回の北朝鮮の行為は、先般、全会一致で採択された安保理決議2087号をはじめとする一連の国連安保理決議に違反していることは明白であり、このような挑発行為は国際社会への明確な挑戦である。

よって、本県議会は、かかる行為に対して断固抗議するとともに、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を図るよう強く求める。

以上、決議する。

平成25年2月25日

石 川 県 議 会

議会議案第2号

微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な 対策の推進を求める意見書

本年1月以降、西日本各地において我が国の環境基準を大きく上回る微小粒子状物質（PM2.5）が観測されており、中国国内で生じたPM2.5による深刻な大気汚染の影響も懸念されている。

本県においては、3月7日に、本年初めて環境基準を超えるPM2.5が観測されたのをはじめ、前年同時期の約3倍にもなるPM2.5が度々観測されるなど、例年、黄砂が観測される春先に向け、PM2.5による大気汚染や健康への影響に対して県民の不安が高まっている。

PM2.5は、肺の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人の健康への影響が懸念されているが、海外からの移流分を含めた発生源の実態やその物質の構成成分の解明はいまだ十分にはなされていない。

よって、国におかれては、良好な生活環境を維持し、大気汚染や健康被害に対する住民の不安を払拭するため、下記の事項についてPM2.5に係る総合的な対策を推進するよう強く要望する。

記

- 1 PM2.5について、海外からの移流分を含めた発生源の実態や構成成分の解明及び呼吸器系疾病との関連性の解析を行い、PM2.5に対する総合的かつ実効性のある対策を早急に講ずるとともに、その情報やデータを分かりやすく国民に提供すること。
- 2 PM2.5などの越境大気汚染に対しては、自治体による取り組みには限界があることから、国の責任において詳細な調査を実施するとともに、国際的な取り組みを一層推進すること。
- 3 PM2.5の常時監視体制の整備状況が低い水準にある現状に鑑み、自治体における越境大気汚染を含めた観測網の整備促進等に向け、支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第3号

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。2012年10-12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とし、製造業を中心に業況は足踏み状態といえる。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分で、再生・活性化策が極めて重要となっている。例えば、地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、中小企業の主体的な取り組みと経営再建意欲を促すようにするなど、経営改善につながる支援施策なども必要である。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務である。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できる。あわせて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要である。

よって、国におかれては、下記の事項について早急な対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど、総合的かつきめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。
- 2 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第4号

脳脊髄液減少症の診断・治療の推進等を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷等による頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、目まい、吐き気、耳鳴り等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

この疾病に対する治療法として、硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成23年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより、外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに、昨年5月に、治療法であるブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、同年7月から平成26年度の保険適用を目指し、同療法の治療基準作りが開始された。

また、同省研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっており、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第七号

石川県議会議員会条例の一部を改正する条例

石川県議会議員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表商工労働公安委員会の項中「商工労働部」の下に「、観光戦略推進部」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。